

京都市告示第 393 号

京都市斎場条例第 2 条第 3 項の規定に基づき、京都市中央斎場の受付時間を次のとおり変更します。

平成 25 年 12 月 2 日

京都市長 門川 大作

変更する年月日	変更後の受付時間
平成 25 年 12 月 31 日 (火)	午前 10 時から午後 6 時まで

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)